

通勤手当に関する細則を次のように定める。

平成17年1月20日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

通勤手当に関する細則

(総則)

第1条 職員給与規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第4号。以下「給与規程」という。）第26条の規定に基づき、通勤手当の額の算出の基準等については、この細則の定めるところによる。

第2条 通勤手当の額の算出に当たっては、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及び自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第3条 普通交通機関等（給与規程第26条第3項に規定する新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間及び距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第4条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路におけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、交通機関等の事情等のこれにより難い正当な事由がある場合は、この限りではない。

第5条 給与規程第26条第2項の運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる普通交通機関等
通用期間が支給単位期間（給与規程第26条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等
当該回数乗車券等の通勤21回分に相当する当該回数乗車券等の額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等において、前項各号の額との均衡を考慮して合理的な方法で算出した額とする。

(自動車等使用者の支給額)

第5条の2 給与規程第26条第2項第2号の別に定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円
- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円
- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円
- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円
- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 66,400円

(併用者の区分及び支給額)

第5条の3 給与規程第26条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 給与規程第26条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額
- (2) 給与規程第26条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第5項第1

号に定める額を加算した額) 以上である職員 (前号に掲げる職員を除く。) 同条第2項第1号に定める額

- (3) 給与規程第26条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額 (駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額) 未満である職員 (第1号に掲げる職員を除く。) 同条第2項第2号に定める額

(交通の用具)

第6条 給与規程第26条第1項第2号に規定する交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第7条 給与規程第26条第3項の職員とは、通常通勤の経路及び方法による場合には、事務所を異にする異動前の通勤時間より長時間を要することとなる等の通勤の実情に変更を生ずる職員であって、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの (新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。) 又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものとする。

(異動の直前の住居に相当する住居)

第8条 給与規程第26条第3項の別に定める住居は、事務所を異にする異動の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 給与規程第26条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等 (イにおいて「旧最寄り駅等」という。) と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等 (イにおいて「新最寄り駅等」という。) とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前2号に掲げる住居のほか、理事長がこれらに準ずる住居であると認めるもの (新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第9条 新幹線鉄道等にかかる通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第4条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第5条の規定は、給与規程第26条第3項第1号の特別料金等相当額の算出について準用する。この場合において、第5条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは

「新幹線鉄道等の」と、同項第 1 号及び第 2 号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第 2 号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第 2 項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(新たに職員となる直前の住居に相当する住居)

第 10 条 給与規程第 26 条第 4 項の別に定める住居は、新たに職員たる要件を具備するに至った日以後に当該職員が転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 給与規程第 26 条第 4 項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が 60 キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前 2 号に掲げる住居のほか、理事長がこれらに準ずる住居であると認めるもの（権衡職員等の範囲）

第 11 条 給与規程第 26 条第 4 項の任用の事情等を考慮して別に定める職員は、新たに職員たる要件を具備するに至った者のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする事務所に在勤することとなった者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上若しくは通勤時間が 90 分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものとする。

第 12 条 給与規程第 26 条第 4 項の同条第 3 項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。）（配偶者のない職員にあっては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(2) 職員又は配偶者の事務所を異にする異動（配偶者が職員でない場合にあつては、これに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当

該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。)

- (3) 職員又は配偶者の父母(介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。)の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。)
 - (4) その他給与規程第26条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長の定める職員
- 2 前項第1号において「特定住居」とは、同号に規定する転居(以下この項において「事由の発生等」という。)の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居(以下この項において「転居後の住居」という。)であって次に掲げるものをいう。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの
 - ア 前項第1号に規定する配偶者の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居
 - イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- (3) 前2号に掲げる住居のほか、理事長がこれらに準ずる住居であると認めるもの(駐車場等の要件)

第13条 給与規程第26条第5項の別に定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務する事務所の周辺又は職員給与規程第28条の規定に基づき支給を開始し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくは理事長が当該職員の事情に照らして通勤のために当該経路を常例として用いることが不相当でないと認める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは給与規程第14条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものでないこと。
- 2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状態、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると理事長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、理事長が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第14条 給与規程第26条第5項の別に定める職員は、第5条の3第2号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第15条 給与規程第26条第5項第1号の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額
- ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
- イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た金額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- ウ 駐車之都度その料金を支払う場合 当該職員の自宅と勤務する事務所を1往復するのに要する駐車場等の料金に相当する額の通勤21回分の額
- エ アからウに掲げる場合以外の場合 駐車場等の年間を通じた利用に要する料金に相当する額を12で除した額

- (2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからエまでに定める額を合計した額

（返納の事由及び額等）

第16条 給与規程第26条第7項の別に定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は給与規程第26条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において休職にされ、育児休業をし又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 2 給与規程第 26 条第 7 項の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 1 箇月当たりの運賃等相当額等（第 5 条の 3 第 3 号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与規程第 26 条第 2 項第 2 号に定める額（第 5 条の 3 第 2 号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が 2 以上ある場合においては、その合計額）の合計額（以下「1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が 15 万円以下であつた場合前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に 1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額が 15 万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
- (2) 1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額が 15 万円を超えていた場合 15 万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）
- 3 第 1 項の規定に基づき前項に定めるところによる額を返納させる場合においては、第 1 項に掲げる事由が発生した月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引く方法によることができる。
- 4 この条において「事由発生月」とは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める月とする。
- (1) この条の第 1 項第 1 号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）
- (2) この条の第 1 項第 2 号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
- (3) この条の第 1 項第 3 号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
- (4) この条の第 1 項第 4 号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の中途までの期間とされていた場合であつて、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月）
- (支給単位期間)

第17条 給与規程第26条第8項の1箇月を単位として別に定める期間とは、次の各号

に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等については、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間
 - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 1箇月
- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、定年による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他理事長がこれに準ずると認めた事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、前項の規定にかかわらず、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間の範囲で、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第18条 支給単位期間は、給与規程第28条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第3項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において休職にされ、育児休業をし、又は停職にされ、これらの期間が2以上の月にわたることとなった職員がその後復職し又は職務に復帰する場合（次項に該当している場合を除く。）の支給単位期間は、前項の規定にかかわらず、当該復職又は復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。
- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項の職員がその後復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、前2項の規定にかかわらず、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第19条 給与規程第44条第4項の規定に基づき、最も長い支給単位期間をもって支給単位期間とする通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等、給与規程第26条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超えるときにおける通勤手当とする。

（補則）

第20条 その他通勤手当の額の算出に必要な事項は、人事院規則9-24（通勤手当）の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成17年1月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和7年細則第3号)

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和8年細則第10号)

この細則は、令和8年5月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。